

兄弟姉妹を扶養に入れる

対象者	申請理由	対象者の状況		必要書類(公的書類は写しで可)				(別居している場合)	
兄弟姉妹	被保険者の 入職	複 各 数 必 要 書 類 の 場 合 は 提 出 は	無職	被扶養者 状況調査書	世帯全体の住民票(※1)	対象者の 戸籍謄本	対象者の両親・ 他の兄弟姉妹 からの援助状況 (※2)	非課税証明書(※1)	被保険者から対象者への 送金記録3ヶ月分 (※5)
			パート アルバイト					直近の給与明細3ヶ月分(※3)	
			自営業					直近の確定申告書一式 (収支内訳書含む)	
			年金収入					年金額支給決定通知書(※1)	
	退職	退職後 収入無し	退職証明書・離職票 資格喪失通知書等(※1)						
		退職後 年金収入のみ	年金額支給決定通知書(※1) および 退職証明書・離職票 資格喪失通知書等(※1)						
	自営業の 廃業	—	廃業届						
収入減	—	雇用契約書 (※4)							
失業給付 受給終了	—	雇用保険受給資格者証 (表裏)(※1)							

※1 扶養異動届に対象者のマイナンバーを記載される場合は、青字の書類を省略することができます。

※2 他の扶養義務者(兄弟姉妹の両親、他の兄弟姉妹)がいる場合に、その者から対象者へ対し、生活費の援助等があるか確認させていただきます。

送金の記録等、援助を証明するものがある場合はご提出ください。必要に応じて、他の扶養義務者の収入状況を確認させていただく場合があります。

※3 就労開始直後のため3ヶ月分の給与明細を提出できない場合は雇用契約書の写しをご提出ください。

※4 勤務形態変更に伴う新たな雇用契約書が無い場合は収入が下がってからの給与明細3ヶ月分を提出してください。

その場合は3ヶ月の実績により認定可否を判断し、日付を遡っての扶養認定はいたしません。

※5 **別居の場合は送金が必須です。**通帳の写しや振込通知書をご提出ください。3ヶ月分の送金記録が無い場合は3ヶ月の実績を作ってから申請してください。**(手渡しは不可)**

その場合であっても日付を遡っての扶養認定はいたしません。

審査において追加の書類が必要となる場合がございますので、ご承知おきください。